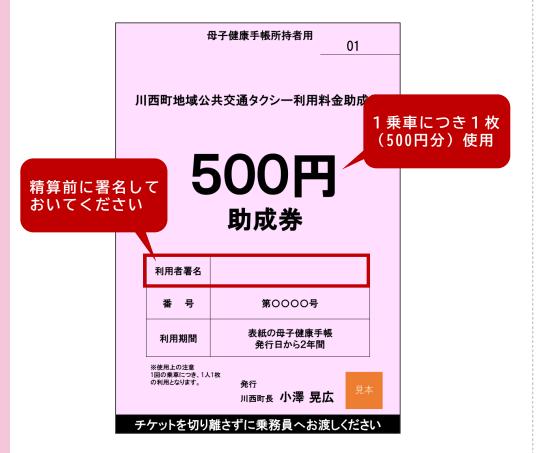
3. タクシー料金の精算

- 乗務員にチケットを冊子ごとわたす● 乗務員がチケットを切り取ります
- ② タクシー料金(運賃)とチケット(500円) の差額を乗務員に支払う。
 - →使用できるチケットは<u>1乗車につき1枚</u>
- ❸ チケットの冊子を受け取る



チケットを紛失しても再交付はできません



川西町地域公共交通 タクシー利用助成券の利用案内



令和7年4月 川西町総合政策課

1. タクシーに乗車

- 事前に使用する<u>チケットに署名</u>しておいてく ださい(裏面「乗務員記入欄」には記入しない)。
- チケットは切り離さないでください。
- 乗車時(もしくは配車予約時)にチケットを使用する旨を伝えてください。

▶ 助成券を利用できる事業者

事業者名	電話番号	
三宅交通	0120-4567-12 0745-44-4000	
田原本タクシー株式会社	0120-32-6782 (予約時に事業者を選択できます)	
有限会社富士		
西村タクシー有限会社	0744-32-2143 0744-32-4728	
愛和交通 (株式会社 愛和) 新大和交通株式会社	0120-46-0032	
サンキュータクシー株式会社	0745-69-3131	
奈良近鉄タクシー株式会社 (川西町に迎車はできません)	0743-63-1131 (天理市内からご乗車の方) 0743-52-4144 (大和郡山市内からご乗車の方)	

上記以外の事業者では利用できません

2. タクシーで移動

次の移動でのみ利用できます

- 川西町を出発地(乗る場所)とする移動
- 川西町を到着地(降りる場所)とする移動

乗る場所	降りる場所	可否
川西町	川西町	0
川西町	町外	0
町外	川西町	0
町外	町外	×

※町外から町外への乗車では助成券を利用することはできません

▶ 助成券を利用できる人(対象者)

- 助成券の表紙に氏名が記載されている人が対象者です(→赤ちゃんのお母さん)
- 対象者以外の人が助成券を利用することはできません(例:赤ちゃんとそのお父さんのみでは利用できません)。
- 対象者が乗車していれば、 同乗者がいても利用対象 となります。

